

注記（全体）

1 重要な会計方針

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

なお、地方公営企業法が適用される会計においては、原則、取得価格としています。

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

市場価格のないもの・・・・・・・・取得価格

② 出資金

市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

（３）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです（中古資産を除く）。

建物 2～50年

工作物 2～75年

物品 2～50年

ただし、地方公営企業法が適用される会計においては、一部の資産を定率法によっています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

（４）引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、地方公営企業法が適用される会計においては、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業法が適用される会計においては、税抜方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品については、取得価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ただし、地方公営企業法が適用される会計においては、取得価格が20万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失保証債務負担の状況

(単位：千円)

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補填債務等		総額
		損失補填等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
豊田市土地開発公社	—	—	20,000,000	20,000,000
計	—	—	20,000,000	20,000,000

(2) 係争中の訴訟等

1件 19,223千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

水道水源保全事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

国民健康保険特別会計

都市計画事業土地区画整理特別会計（土橋）

都市計画事業土地区画整理特別会計（寺部）

都市計画事業土地区画整理特別会計（花園）

分譲住宅建設事業特別会計

卸売市場特別会計

介護保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

産業用地造成事業特別会計

豊田市水道事業会計

豊田市下水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整していません。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲 予算において財産収入として措置されている公共資産

イ 金額 345,660 千円